

第23回全日本ビーチハンドボール選手権大会実施における 新型コロナウイルス感染症拡大防止等に関する基本方針 －ハンドボール競技における対応策－

(公財) 日本ハンドボール協会ビーチハンドボール専門委員会

1. はじめに

本ガイドラインは、日本スポーツ協会「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」及び(公財)日本ハンドボール協会「安全なハンドボール競技活動のためのガイドライン」に基づき、全国総合体育大会開催に向けた指針として作成しました。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況やこれに関する知見の積み上げなどによる状況変化に応じて基本方針を見直すことがあることについてご留意ください。

2. 大会中止決定の判断基準

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、以下ア、イの状況となった場合には、(公財)日本ハンドボール協会、開催県、開催市およびビーチハンドボール専門委員会など関係団体により大会中止を検討する。

ア. 愛知県が緊急事態措置(各県独自の緊急事態宣言等の発令も含む)またはまん延防止等の実施区域となった場合

イ. 上記以外の状況においては、以下の①～⑤の場合

- ① 大会期間中に3チーム以上にまたがるクラスターの発生が確認された場合
- ② 辞退者や欠場者等により男女合わせて3チーム以上が欠場となった場合
- ③ 役員補助員等の欠員により大会運営に支障をきたす場合
- ④ 感染者の増加や医療状況のひっ迫など開催自治体内の状況が悪化した場合
- ⑤ 競技会場や練習会場が利用できなくなり大会運営に支障をきたす場合

3. 大会開催時の感染防止策について

1) 全般的な事項

- ① 感染防止のため主催者が実施すべき事項等をあらかじめ整理し、チェックリスト化したものを適切な場所(大会の受付場所等)に掲示すること
- ② 各事項がきちんと遵守されているか会場内を定期的に巡回・確認すること
- ③ 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報取り扱いに十分注意しながら、参加当日は役員・補助役員・参加者の体調を書面により確認し、提出された書面について、保存期間(少なくとも1月以上)を定めて保存しておくこと
- ④ 大会に参加する全ての者(選手・役員・トレーナー・大会関係者等会場内に入る者)は、競技中以外はマスクを着用すること
- ⑤ 大会後に参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や、地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、施設の立地する自治体の保健・衛生当局とあらかじめ検討しておくこと
- ⑥ レフェリー・MO・オフィシャル役員については以下のことに注意をすること
 - ア 選手、チーム役員・競技役員との握手やハイタッチ等の接触は行わず、エアタッチや会釈で済ませること
 - イ 通信機器等を使い回すときは、必ずウイルス除去機能のあるウェットタオル等を使用すること

- ウ 必要最小限の人員でマスクを着用の上対応すること（オフィシャル席：MO、SK、TKの3名。コート：TDの2名。）
- エ タイマー、電子ホイッスル、筆記用具等は、必ずウイルス除去機能のあるウェットタオル等を使用すること
- オ オフィシャル席は人員が入れ替わるごとに消毒すること
- ⑦ 新型コロナウイルス感染症に関する事項すべて「新型コロナウイルス感染症対策委員会」を設置し協議決定を行う（構成員：大会委員長・大会副委員長・競技委員長・競技副委員長・審判長）

2) 大会参加時の申合せ事項

- ① 未成年の場合は保護者の参加承諾書を提出すること
- ② 選手が以下の事項に該当する場合は、参加の見合わせを求めると（大会当日に書面で確認を行う）
 - ア 体調がよくない場合（例：発熱概ね37度5分以上・咳・咽頭痛・味覚障害などの症状がある場合）
 - イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ウ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- ③ ウォーミングアップ時や試合中以外はマスクを着用すること
- ④ こまめな手洗い、アルコール消毒液等による手指消毒を実施すること
- ⑤ 他の参加者、開催地実行委員会等スタッフ等との距離をできるだけ2mを目安に（最低1m）確保すること
- ⑥ 大会中に大きな声で会話、応援等をしないこと
- ⑦ 感染防止のためにビーチハンドボール専門委員会が決めたその他の措置の遵守、ビーチハンドボール専門委員会の指示に従うこと
- ⑧ 観客については無観客（登録外選手・チーム関係者・保護者・一般客等入場不可）とする
- ⑨ 大会前後のミーティングにおいても、三つの密を避けること
- ⑩ 集団感染・感染拡大を起こさないことや誹謗中傷を絶対生み出してはならない。関係者全員で守ることや共通認識を持つことを心がける

3) 参加判断基準

- ① 出場チームの参加判断基準

チームとは、出場登録選手、監督、コーチおよび引率者だけでなく、活動や移動行程等を同一とする出場登録選手以外のチーム関係者（トレーナー等）も含む。

 - ・大会参加日および大会参加日から大会参加前2週間以内の期間に、チーム内で感染者が発生した場合にはチーム全体が参加を辞退する
 - ・大会参加日および大会参加日から大会参加前3日以内の期間に、チーム内で濃厚接触者または感染疑い者（体調不調者）が発生した場合にはチーム全体が参加を辞退する
 - ・大会参加日の4日前から2週間前以内の期間に、チーム内で濃厚接触者が発生した場合には、チーム全員（濃厚接触者本人を除く）の体調不調が解消された後、薬剤を服用しない状態で3日以上経過し、かつチーム全員がPCR等検査で陰性判定された場合のみ、当該チームは出場可能とする。なお、濃厚接触者本人は参加を辞退する
 - ・大会参加日の4日前から2週間前以内の期間に、チーム内で感染疑い者が発生した場合には、チーム全員の体調不調が解消された後、薬剤を服用しない状態で3日以上経過し、

かつチーム全員が医師により感染者である可能性が低いと診断された場合（PCR等検査による陰性判定でも可）のみ、当該チームは出場可能とする。

ただし、緊急事態措置地域（各県独自の緊急事態宣言等の発令も含む）からの出場チームについては、チーム内で感染疑い者が発生した場合には、チーム全員の体調不調が解消された後、薬剤を服用しない状態で3日以上経過し、かつチーム全員がPCR等検査で陰性判定された場合のみ、当該チームは出場可能とする

- 大会参加日から15日前以前の期間において、チーム内で感染者、濃厚接触者または感染疑い者が発生した場合にはチーム全員の体調不調が解消された後、薬剤を服用しない状態で3日以上経過している場合に、当該チームは出場可能とする
- 接触者（要観察者）については、健康チェック表シートのチェック項目に該当しなければ特に制限しない
- 緊急事態宣言地域からの参加の可否については、当該地域の都道府県衛生当局または出場チーム責任者の判断に従うものとするが、会場地自治体に移動する者は原則として出場登録選手、監督、コーチおよび引率者のみとする
- チーム内に1名以上の新型コロナウイルス感染症対策責任者（監督やコーチ等でも可）を置き、参加申込の際にビーチハンドボール専門委員会に報告する。新型コロナウイルス感染症対策責任者は、（公財）日本ハンドボール協会やビーチハンドボール専門委員会、保健所等との連絡調整を担うとともに、チーム内での感染者対応や感染防止対策徹底の役割を担うこと

<参考> 出場チームの参加判断基準表

※大会参加初日は起算せず0日とする。

	15日前 以前	2週間前 ～4日前	3日前 ～1日前	大会参加 初日※	大会参加 2日目以降
チーム内で 感染者が発生した場合	●	×	×	×	×
チーム内で 濃厚接触者が発生した場合	●	▲	×	×	×
チーム内で 感染疑い者が発生した場合	●	△	×	×	×
うち緊急事態措置区域 からの出場チーム	●	▲	×	×	×
チーム内で 接触者が発生した場合	○	○	○	○	○

●：大会参加日におけるチーム全員の状態が、体調不調解消後に薬剤服用なしで3日以上（大会参加初日は含めない）経過している場合は参加可能

○：大会参加日に健康チェック表シートのチェック項目に該当がなければ参加可能

▲：大会参加日におけるチーム全員の状態が「体調不調解消後に薬剤服用なしで3日以上経過」かつ「PCR等検査により陰性判定」の場合は参加可能（ただし、濃厚接触者本人は参加辞退）

△：大会参加日におけるチーム全員の状態が「体調不調解消後に薬剤服用なしで3日以上経過」かつ「医師が感染者の可能性が低いことを診断またはPCR等検査により陰性判定」の場合は参加可能

×：参加辞退

② 大会関係者の参加判断基準

大会関係者とは、役員、補助員、報道機関、視察者、(公財)日本ハンドボール協会、オフィシャルスポンサー、出店者等、会場入場を許可された全ての者をいう。

なお、大会関係者には出場チームは含まない

- ・大会期間中における感染者、濃厚接触者または感染疑い者は参加を辞退する
- ・大会参加日および大会参加日から大会参加前2週間以内の期間における感染者または濃厚接触者は参加を辞退する
- ・大会参加日および大会参加日から大会参加前3日以内の期間における感染疑い者は参加を辞退する
- ・大会参加の4日前から大会参加2週間前以内の期間における感染疑い者は、体調不調解消後薬剤を服用しない状態で3日以上経過し、かつ医師により感染者である可能性が低いことを診断された場合(PCR等検査による陰性判定でも可)のみ参加可能とする。ただし、感染疑い者のうち緊急事態措置区域(各県独自の緊急事態宣言等の発令も含む)から参加する者は、体調不調が解消された後、薬剤を服用しない状態で3日以上経過し、かつPCR等検査で陰性が判定された場合のみ参加可能とする
- ・大会参加日から15日前以前の期間における、感染者、濃厚接触者または感染疑い者は、体調不調解消後、薬剤を服用しない状態で3日以上経過している場合に参加可能とする
- ・接触者(要観察者)については、健康チェック表シートのチェック項目に該当しなければ特に制限しない

<参考>大会関係者の参加判断基準表

※大会参加初日は起算せず0日とする。

	15日前以前	2週間前～4日前	3日前～1日前	大会参加初日※	大会参加2日目以降
感染者	●	×	×	×	×
濃厚接触者	●	×	×	×	×
感染疑い者	●	△	×	×	×
うち緊急事態措置区域からの参加者	●	▲	×	×	×
接触者	○	○	○	○	○

●：大会参加日に、体調不調解消後に薬剤服用なしで3日以上(大会参加初日は含めない)経過している場合は参加可能

○：大会参加日に、健康チェック表シートのチェック項目に該当がなければ参加可能

▲：大会参加日に、「体調不調解消後に薬剤服用なしで3日以上経過」かつ「PCR等検査により陰性判定」の場合は参加可能(ただし、濃厚接触者本人は参加辞退)

△：大会参加日に、「体調不調解消後に薬剤服用なしで3日以上経過」かつ「医師が感染者の可能性が低いことを診断またはPCR等検査により陰性判定」の場合は参加可能

×：参加辞退

③ 感染者、濃厚接触者、感染疑い者、接触者（要観察者）の定義

ア. 感染者

- ・PCR検査（LAMP法、TMA法も含む。※以下同じ）、抗原定量検査または抗原定性検査で陽性と判定された者
- ・感染者の発生日とは症状が出始めた日とし発症日が不明な場合は陽性と判定され検体採取日とする

イ. 濃厚接触者

- ・濃厚接触者は所轄保健所の判断による

（参考）新型コロナウイルスに関する一般向けQ&A（厚生労働省）における濃厚接触者の定義では、「感染が確認された方と近距離で接触あるいは長時間接触し、感染の可能性が相対的に高くなっている方」とされており、距離の近さと時間の長さを重要な判断要素として、「必要な感染予防策をせずに手で触れること、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離（1 m程度以内）で15分以上接触があった場合には濃厚接触者と考えられる。」とされている。

- ・濃厚接触者の発生日とは感染者と接触した日とする。（複数日の場合には大会に最も近い日）

ウ. 感染疑い者

- ・発熱（37.5℃以上）や風邪症状（咳、のどの痛み）、だるさや息苦しさ、味覚や嗅覚の異常など健康チェック表シートにおけるチェック項目該当者または会場内の医師（看護師）により体調不調を認められた者を感染疑い者とする。ただし、健康チェック表シートにおけるチェック項目該当者であっても、次の①②に該当するものは除く

- ① 医師や保健所等により感染者である可能性が低いと診断された場合
 - ② 全チェック項目のうち「同居家族や身近な知人で感染が疑われる方」のみの該当者であり、かつ感染が疑われる同居家族や身近な知人が以下のa～cの場合
 - a PCR検査または抗原定量検査（以下「PCR等検査」という。）により陰性と判定された場合
 - b 医師や保健所等により感染者である可能性が低いと診断された場合
 - c 症状発症（発症日は含めない）の2日前から10日後までの期間に感染が疑われる同居家族や身近な知人と接触していない場合
- ・感染疑い者の発生日とは、健康チェック表シートのチェック項目に該当があった日または医師（看護師）により体調不調を認められた日とする。（複数日の場合には大会に最も近い日）

エ. 接触者（要観察者）

濃厚接触者の陰性判定前および経過観察期間（2週間）中に、当該濃厚接触者にマスクなしで接触したものなど、イ、ウ以外に感染が疑われる者

4) 大会会場で準備すべき事項（開催地）

① 選手や役員の書類提出及び動線

- ア 会場受付入口を指定にして検温場所（数カ所）と提出書類確認場所を設置すること
- イ チーム・個人健康チェックシートを受付で提出確認をすること
- ウ チェックシート確認終了後、全員に検温を行うこと
- エ 検温後会場内への動線を表示すること
- オ 入口と出口を別にするなど、選手役員が密にならないように動線に配慮すること

② 手洗い場所

- ア 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること
- イ 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること

- ウ 参加者には、手洗い後に手を拭くためのマイタオルを用意させること
- エ 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意すること
- ③ 更衣室、休憩・待機スペース
 - ア 広さにはゆとりを持たせ、他の参加者と密になることを避けること
 - イ ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者の数を制限する等の措置を講じること
 - ウ 室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、イス等）については、こまめに消毒すること
 - エ 換気扇を常に回し、換気用の小窓をあける等、換気に配慮すること
 - オ スタッフが使用する際は、入退室の前後に手洗いや手指消毒をすること
 - カ シャワールーム・ジェットタオルの使用は不可とすること
- ④ トイレ（洗面所）
 - ア トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒すること
 - イ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること
 - ウ 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること
 - エ 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること
 - オ 参加者には、手洗い後に手を拭くためのマイタオル用意させること
 - カ 洗面所出入口付近に、アルコール等の手指消毒剤を用意すること
- ⑤ 飲食
 - ア 飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう表示掲示や声を掛けること
 - イ 役員・選手とも、飲食場所は広さにはゆとりを持たせ、他の者と密になることを避けること
 - ウ 大会中の飲食は必要最低限にとどめ、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにすること
 - エ 選手の飲食は、参加校の責任において喫食させるとともに、ゴミはすべて持ち帰らせること
- ⑥ 会場
 - ア 選手同士の接触機会を減らすために滞在区域を区分けし、動線を確保すること
 - イ 会場受付で毎日検温を実施するため、非接触型体温計を用意し、検温時密にならないように配慮する
- ⑦ ゴミの廃棄
 - ア 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用すること
 - イ マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒すること

5) 大会当日の受付時の留意事項

- ① 受付窓口には、手指消毒剤を設置すること
- ② 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場できない（状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限することもある）
- ③ 人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽する
- ④ 受付を行うスタッフには、マスクを着用させること
- ⑤ 会場利用上の遵守事項等について掲示や説明をすること

6) 大会参加者への対応

① 体調の確認

チーム責任者から参加者について以下の事項を記載した書面（健康チェックシート※1、健康チェック申告書※2）の提出を大会参加終了日まで毎日受付入口で提出し、確認する。ただし健康チェックシート※1は受付時のみ提出とする

ア 氏名、年齢、住所、連絡先（電話番号） ※個人情報の取扱いに十分注意する。

イ 大会当日（試合参加当日）の宿舎出発前体温測定及び会場での体温測定を実施

ウ 大会前2週間における以下の事項の有無（健康チェックシート※1）

- ・ 平熱を超える発熱（おおむね37度5分以上）
- ・ 咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状
- ・ だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）
- ・ 嗅覚や味覚の異常
- ・ 体が重く感じる、疲れやすい等
- ・ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
- ・ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- ・ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

② 上記項目以外（頭痛・下痢・嘔吐等）の体調不良者は医療機関を受診し、受診結果でコロナ以外と診断された場合は新型コロナウイルス感染症対策委員会へ報告し、指示を受ける。診断結果猶予期間は、出場の試合、1stセット終了時までとする。

③ マスク等の準備

ア 参加者がマスクを準備しているか確認すること

イ 参加の受付、着替え、表彰等の運動を行っていない間については、マスクの着用を求めること

④ 大会参加前後の留意事項

ア 大会の前後のミーティング等においても、「3密」を避けること

イ 会話時にマスクを着用するなどの感染対策に十分に配慮すること

ウ 感染リスクの高い場所への出入りや感染拡大が確認された地域へ遠征等を控えること

7) 競技上の留意点

① 十分な距離の確保

ア 運動をしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離をとること

イ 競技中以外でマスクをしていない場合には、十分な距離をとるよう留意をすること

（感染予防の観点からは、できるだけ2mを目安に（最低1m）距離を確保することが適当である。）

ウ 選手以外の役員等はマスクを着用すること（指示やミーティング時）

② 身体接触を伴う競技特性を理解し、ハーフタイムや競技終了後に洗顔、うがい、手洗い、手指消毒をするなど、感染防止に努めること

③ 運動中に、唾や痰をはくことは行わないこと

④ タオルの共用はしないこと

⑤ スクイーズボトル等の飲料の回し飲みはしないこと

⑥ 更衣室や選手参集・待機場所などでは、本部の指示等に従い、「3密」を回避する行動をとり、不要な会話・接触は控える

⑦ ウォームアップを行う場合は、主催者（本部）の指示等に従い、「3密」を回避する行動をとる

- ⑧ 競技中について以下の項目を厳守すること
- ・素手でのハイタッチや握手等は控える
 - ・円陣で行う際の声出しは、可能な限り選手同士の間隔を取り、最短時間で済ませる
 - ・競技中の選手間のコミュニケーションのための声掛け、発声については妨げないが、プレー中断時などは、相手との距離や飛沫を考慮し、一程度の距離を保つことや、向き合わないなどの工夫をする
 - ・交代選手等が控える場所では、可能な限り、マスクを着用するとともに、選手らの間隔を取り、接触を避ける。なお、競技特性上、選手交代が目まぐるしく行われるので、交代選手にとっては、その限りではない
 - ・監督からの指示などの際は、選手との距離（できるだけ 2m、最低 1m）を意識する。また、監督、コーチなどチーム役員はマスクを着用しなければならない
 - ・ハーフタイムや競技終了後に、退場する場合は、動線が混雑しないよう努める
 - ・試合終了後、チームとして握手やハイタッチ、抱擁は行わない

8) 感染者、濃厚接触者または感染疑い者となった場合の対応

- ① 全ての大会参加者（出場チームおよび大会関係者を言う、以下同じ）は、大会期間中および大会参加前 2 週間以内から大会終了後 2 週間以内までの期間において、新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、（公財）日本ハンドボール協会及びビーチハンドボール専門委員会に対して速やかに報告し、指示に従うこと

- ② 全ての大会参加者は、医療機関や隔離施設、宿泊施設、自宅までの移動や輸送について各自の責任で行うこと。特に感染者や濃厚接触者となった場合には公共交通機関やタクシーは利用できないため、移動手段を事前に想定しておくこと

ア. 出場チーム

チームが出場辞退となった場合や一部選手の検査、療養または帰宅が必要となった場合等の移動手段についてチーム関係者、家族等と事前に検討しておくこと

イ. 大会関係者

参加辞退となった場合や大会途中で検査、療養または帰宅が必要となった場合等の移動手段について、チーム関係者、家族等と事前に検討しておくこと

- ③ 新型コロナウイルス感染症対策責任者は、参加する前にチーム関係者に対し、感染者等が発生した場合には、開催地における付き添いや開催地までの迎えが必要となる場合があることを周知徹底しておくこと

9) 大会中止や出場禁止措置等に伴う経費負担

本基準に基づき大会中止または出場禁止となることに伴い、出場チーム（選手、監督ほかチーム関係者）、その他大会関係者が支払う PCR 等検査料、治療費、宿舍キャンセル料、交通費などの経費については、大会主催者は負担しない。

10) 感染者が出た場合および大会を中止する場合の報道対応

- ① 大会参加者の中から感染者が出た場合には、報道発表の方法および内容について、（公財）日本ハンドボール協会、ビーチハンドボール専門委員会、チーム責任者および感染者滞在先自治体の衛生当局と協議を行う。
- ② 大会中止に関する発表については、新型コロナウイルス感染症が原因であっても前述の協議の後、（公財）日本ハンドボール協会にて発表する。

11) 宿泊について

宿泊について各宿舎へ要請を行う。

- ア 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を各宿舎に徹底してもらう
- イ 到着前と出発時に全室の換気や清掃をお願いする
- ウ 可能な場合は、個別の部屋やチーム全員が同じ階に宿泊できるようにしてもらうことや食事ミーティング場所など配慮してもらう
- エ 食事の時間をずらす、他の客と共有のビュッフェスタイルの配膳は避けるような配慮をお願いする
- オ 宿舎関連の業界団体が定める最新の「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイド」に従うこと

12) その他

- ① 会場への移動等は各チームで責任をもって集団感染のリスク（3密の条件）を避けること
- ② バス輸送に関しては、「貸し切りバスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」に従うこと
- ③ 今後、社会情勢が大きく変化し、通常の世界生活に戻るなどした場合の対応は、上記の限りではない
- ④ COCOA等の活用
新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）や各地域で取り組まれている通知サービスの活用を促す